平成２１年（フ）第９７７０号
大阪府守口市佐太東町１丁目10番12―405号
債務者　三浦　恵美（旧姓徳若）
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９６号
静岡県湖西市白須賀6137番地の１　サンリットヒルズＢ205、前住所静岡県浜松市北区三ヶ日町岡本1881番地の11
債務者　関戸　紳吉
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６３８号
静岡県袋井市青木町５番地　県営袋井団地２棟510号室
債務者　シャバニ　ダブドゥ
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６３９号
静岡県袋井市青木町５番地　県営袋井団地２棟510号室
債務者　シャバニ　スザンナ　ユキコ　ガニコ
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２１５号
栃木県栃木市大宮町2053番地　県営住宅１―23
債務者　佐飛　千春
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前10時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第６７７号
静岡市駿河区高松2620番地の３　ＲＳＣ105号
債務者　安川　　力
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７３７号
静岡市清水区楠新田58番地の３　アネックス銀河308
債務者　大森　　豊
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８６２号
静岡市駿河区曲金４丁目３番15号　県営住宅509号
債務者　我妻　　進
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３６２３号
東京都新宿区新宿２丁目７－３―610
債務者　星　　準人
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６２４号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根868―40
債務者　長崎真奈美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６２５号
東京都日野市落川581―203
債務者　川村　道子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８９２号
静岡県藤枝市藤枝３丁目３番24号
債務者　上野大之進
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９０４号
静岡市葵区北285番地の２　アーバン八木Ⅱ102号
債務者　大石智代美
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９０９号
静岡県牧之原市地頭方1158番地
債務者　山崎　雅也
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９３３号
静岡県静岡市清水区三保521番地の２
債務者　遠藤　卓男
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部